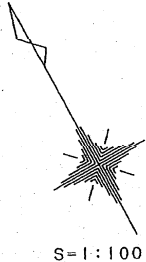


37号宅地 配置基準図 縮尺: 1/100



隣地

経線

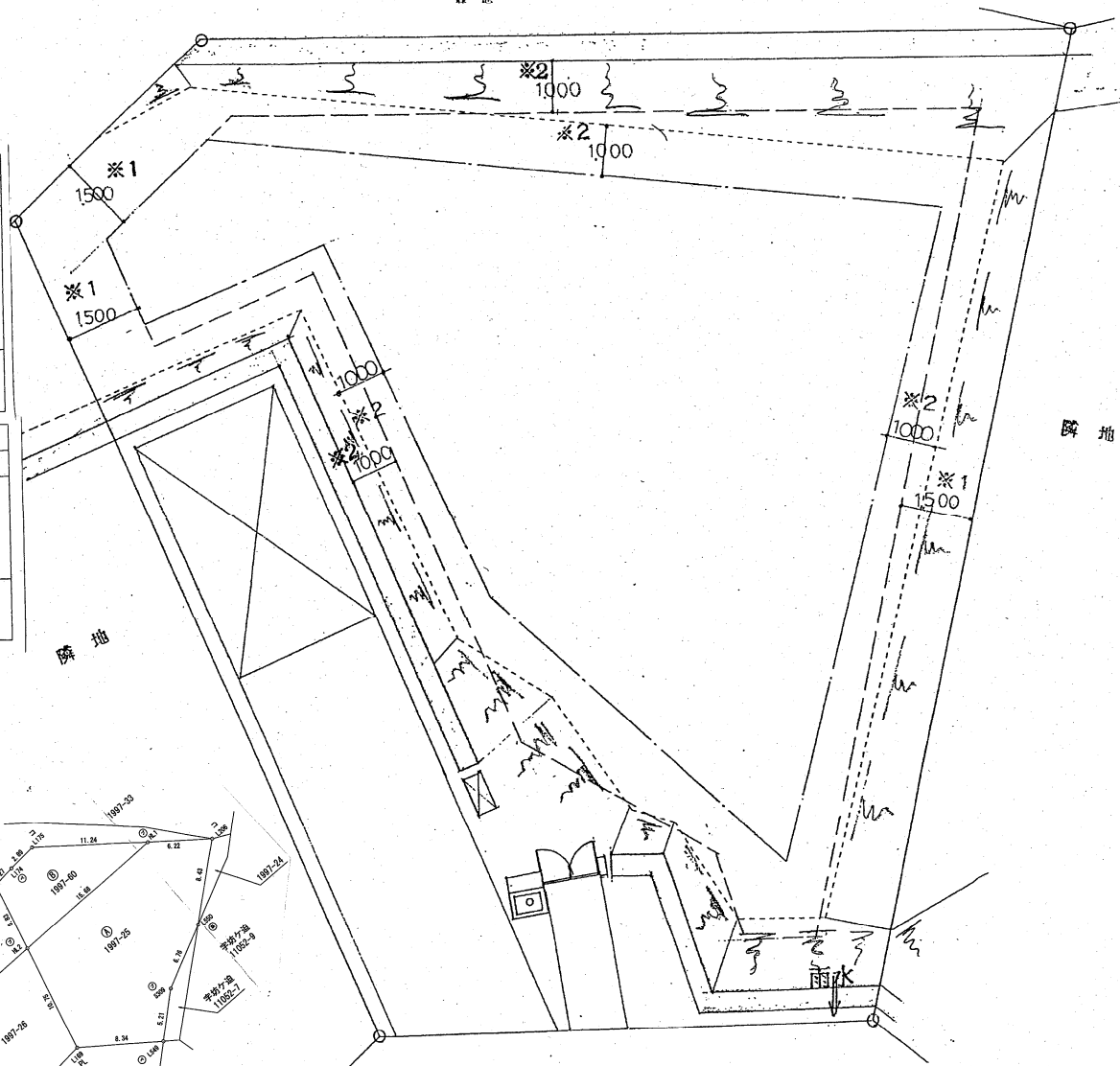
隣地

隣地

市道朝田ヒルズ2号線

凡例

--- 一部分は面に擁壁等を設置された場合の建築可能範囲を示します



地番 1997-25					
NO	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1}-X_{n-1})$
L206	㊦ コンクリート杭	1227.593	841.800	9.352	7872.513600
HL1	(プラスチック杭)	1230.540	836.315	0.140	117.084100
HL2	(プラスチック杭)	1227.733	820.880	-13.528	-11104.864640
L169	㊦ 金属標	1217.012	820.042	-14.492	-11884.048664
L549	(ベンキ印)	1213.241	827.483	0.254	210.180682
S309	(プラスチック杭)	1217.266	830.792	7.947	6602.304024
L550	(杭)	1221.188	836.309	10.327	8636.563043
倍面積					449.732145
面積					224.8660725
地積					224.86 m <sup>2</sup>

地番 1997-60					
NO	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1}-X_{n-1})$
HL1	(プラスチック杭)	1230.540	836.315	8.129	6798.404635
L175	㊦ コンクリート杭	1235.862	826.406	4.623	3820.474938
L174	(ベンキ印)	1235.163	823.600	-1.317	-1084.681200
L173	㊦ 金属標	1234.545	821.412	-7.430	-6103.091160
HL2	(プラスチック杭)	1227.733	820.880	-4.005	-3287.624400
倍面積					143.482813
面積					71.7414065
地積					71.74 m <sup>2</sup>

地番 (D) 1052-7					
NO	標識	X	Y	辺長	点間No.
L549		1213.241	827.483	1.573	L168
L168	金属標	1212.530	828.886	11.404	L550
L550		1221.188	836.309	6.769	S309
S309		1217.266	830.792	5.211	L549
倍面積		26.652954		面積	
地積		13.32		13.32 m <sup>2</sup>	

○ 裏面の注意事項を必ずお読みください。  
 ○ 建物を計画される際には、詳細について住宅課担当職員にお問い合わせください。

## 配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。  
配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

### <建物配置に関する基準>

#### 1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m(注1)以上確保する。

(ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。)

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

#### 2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m(注2)以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

#### 3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置(注3)において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。(注4)

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース

例) 中2階を持つ住宅

高床式又は階の高さが通常より高い住宅

3階建て住宅

・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース

例) 急勾配の屋根を持つ住宅

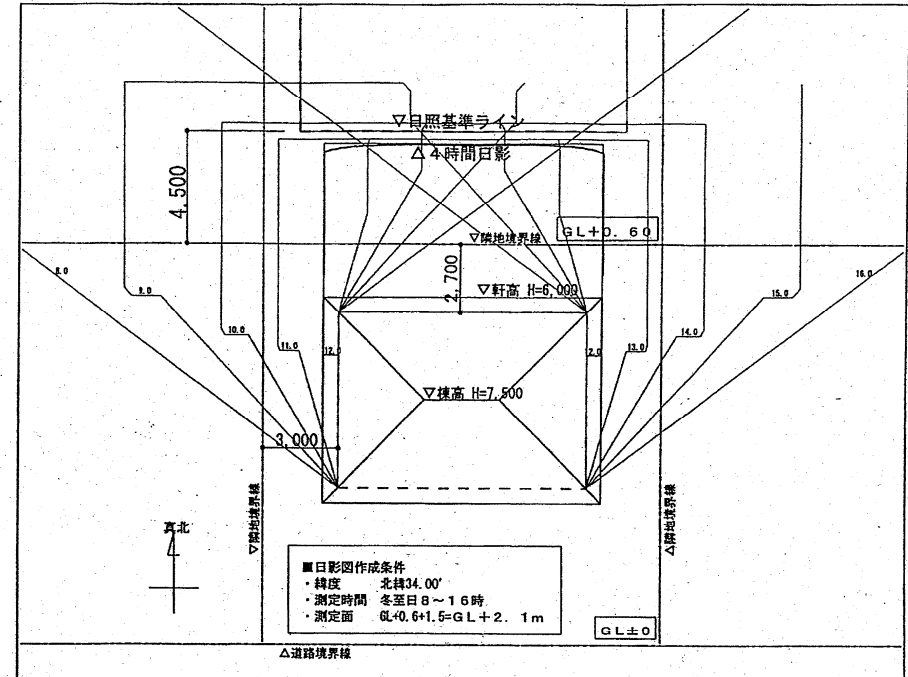
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

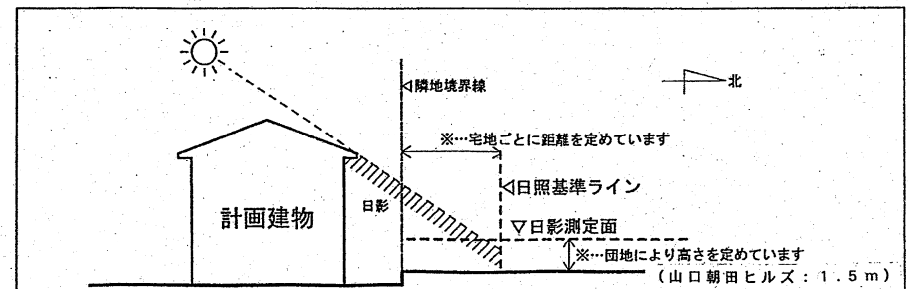
例) 東西の間口が小さな住宅

[山口朝田ヒルズ]

### <日影図作成例>



### <日影測定面(断面図)>



#### ※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。  
【問い合わせ先】山口県住宅課 TEL.083-933-3874